

静岡県立大学大学院食品栄養環境科学研究所規程

平成 24 年 4 月 1 日制定 規程第 162 号

改正 平成 26 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県立大学大学院学則第 2 条の 2 第 3 項に規定する静岡県立大学大学院食品栄養環境科学研究所(以下「本研究所」という。)に関し、必要な事項を定める。

(研究室)

第 2 条 本研究所に、食品栄養科学部又は本研究所を本務とする教員からなる研究室を置く。

(研究所長)

第 3 条 本研究所に、研究所長を置く。

2 研究所長は、本研究所に関する事項を総括する。

3 研究所長の選考及び任期については、静岡県立大学大学院研究科長等の任期及び選考に関する規則の定めるところによる。

(研究所委員会)

第 4 条 本研究所に、静岡県立大学大学院学則第 9 条の定めるところにより、研究所委員会を置く。

2 研究所委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、本研究所に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。